

大規模自然災害発生時の秋津公民館に関する協定の締結について

東村山消防署ではこの度、東村山市役所、東村山教育委員会と当署の間で、下記のとおり「大規模自然災害発生時の秋津公民館使用に関する協定」を締結しました。

記

1 実施日時

令和2年8月3日（月） 15時30分から16時00分まで

2 実施場所

東京消防庁 東村山消防署（東村山市美住町二丁目28番地16号）

3 参加機関

東村山消防署
東村山市役所
東村山教育委員会

4 協定の詳細

令和2年5月に東村山市が更新した洪水ハザードマップによると、総雨量657mm、時間最大雨量156mmの大雨が降った場合、東村山消防署秋津出張所は1～2mの浸水被害が予想されることに伴い、豪雨等により浸水の危険が迫った時に、消防車両及び消防職員等を東村山市立秋津公民館（東村山市所有、東村山教育委員会管理）に移動させ、災害出場態勢を維持するための協定を締結したものです。

この協定により、市民サービスの向上を図り、更なる市民の安心安全を図っていきます。

